

今年度から

市民税・県民税が変わります!

「税源移譲」と「定率減税の廃止」が実施されます

平成19年度から、所得税から個人住民税（市民税・県民税）への税源移譲が実施されます。また、平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます。

税源移譲による負担増はありませんが、定率減税の廃止により、住民税の税負担は増えることになります。（詳しくは下表をご覧ください。）

モデルケース

独身者の場合



	平成18年	平成19年
市民税・県民税 (均等割を含む)	311,000円	408,500円
定率減税 (市民税・県民税分)	- 20,000円	廃止
所得税	474,000円	376,500円
定率減税 (所得税分)	- 47,400円	廃止
合計	717,600円	785,000円

夫婦 + 子ども 2 人の場合



	平成18年	平成19年
市民税・県民税 (均等割を含む)	200,000円	297,500円
定率減税 (市民税・県民税分)	- 14,700円	廃止
所得税	263,000円	165,500円
定率減税 (所得税分)	- 26,300円	廃止
合計	422,000円	463,000円

いずれの場合も、給与収入700万円（年額）で計算しています。

妻と子ども 2 人を扶養している場合、子どものうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

市民税・県民税の老年者非課税措置の廃止による経過措置がとられています

平成17年 1 月 1 日現在、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人は、平成17年度までは市民税・県民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するために次のとおり経過措置がとられています。

- ・平成18年度...税額の 3 分の 2 を減額
- ・平成19年度...税額の 3 分の 1 を減額
- 平成20年度からは全額負担となります。

モデルケース

独身者・年金収入200万円の場合



	平成18年	平成19年
市民税・県民税（均等割を含む）	21,200円	39,900円
定率減税（市民税・県民税分）	- 1,500円	廃止
経過措置	(市民税・県民税 - 定率減税) × 2/3 - 12,267円	市民税・県民税 × 1/3 - 12,434円
所得税	34,800円	17,400円
定率減税（所得税分）	- 3,480円	廃止
合計 (実際の税額)	38,753円 (38,600円)	44,866円 (44,800円)

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

課税課からのお知らせ

平成19年度分の所得・課税証明書は 6 月 1 日から発行します。

申告をしていない場合、証明書の当日発行はできませんので、ご注意ください。

特別徴収の人で、給与所得以外の所得がある場合について

給与所得以外の所得にかかる市民税・県民税については、確定申告書第二表の「給与所得以外の住民税の徴収方法の選択」欄の「自分で納付（普通徴収）」を選択すれば普通徴収にできますが、確定申告した結果、給与以外の所得金額が 0 円以下の場合には普通徴収できません。

お問い合わせは 課税課 1 1 2 3 まで

都市計画に関する公聴会を開催します

都市計画課 1 1 3 6

埼玉県都市計画課 0 4 8 8 3 0 5 3 4 3

埼玉県が決定する都市計画構想案を作成するのにあたり、みなさんの意見をお聴きするために、公聴会を開催します。構想案について公述（公聴会で意見を述べること）を希望する人は、事前に資料の閲覧を実施しますので、ご覧になったうえで公述の申し出を行ってください。

対象となる都市計画構想案

今回対象となるのは、本庄都市計画のうち、次の都市計画道路の決定および変更についてです。（下図参照）

本庄道路のうち本庄市にかかる部分

十間通り線

構想案の閲覧について

期間 6月8日～22日

（土・日を除く）午前8時

30分～午後5時

場所 都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所



公聴会の開催について



日時 7月31日 午後2時～

会場 市役所6階大会議室

公述の申し出がない場合、公聴会は開催しません。

公聴会についての詳しいお知らせは、閲覧場所に用意してあります。

公述の申し出について

公述を希望する人は、「公述申出書」を6月22日（必着）

までに直接または郵送で都市計画課へ提出してください。

郵送先

〒367 8501

本庄市本庄3 5 3

本庄市役所都市計画課

*「公述申出書」は、閲覧場所またはインターネットで配布しています。詳しくは

閲覧期間中に、左記の埼玉県都市計画課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BB00/top.html>

公述希望者が多数の場合、

人数を限らせていただきます。

